

## 「実施機関以外のものに提供する個人情報について」の説明資料

当市の住民記録情報により抽出した個人情報を石狩市民生委員児童委員に提供することについて、石狩市個人情報保護条例第10条に規定する当該実施機関以外のものへの提供にあたることから、諮問するものであります。

### 【提供を行う理由】

#### 1 公益上の必要性

民生委員児童委員の活動の目的は、住民からの相談に応じたり、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行い、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりをめざすこととされています。民生委員児童委員の職務のひとつとして社会調査があります。これは、委員活動の基本となる調査であり、各担当地域内の実情を掌握し、地域住民に対し適切に相談・援助を行える態勢を整えておくことをその目的としています。

従前は、前任者からの引継いだ記録を基に追加・修正を行ってまいりました。

しかし、近年の高齢化・核家族化により高齢単身世帯等が増加していることに加え、プライバシー意識の高まりから、潜在的な要支援世帯等の把握が困難な状況となっており、緊急時の対応に時間を要するなどの弊害が危惧されるところであります。

今回の個人情報の提供は、これを基礎資料として活用することにより、委員が的確に情報を得ることができ、速やかな対応・支援が図られると考えることによります。

これからの地域福祉を考える上で地域の民生委員児童委員の協力が不可欠であり、現状においても、市の各種協議会等の委員を民生委員児童委員に委嘱することが多く、あらゆる機会・場面で参画していることなどからも、福祉に関するだけでなく、石狩市の「暮らしやすい地域社会づくり」のため、民生委員児童委員への期待・役割は、大きいところであります。

#### 2 守秘義務について

民生委員児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に規定されており、厚生労働大臣より委嘱されます。また、身分は、非常勤特別職の地方公務員とされております。このことにより、地方公務員法に規定する一般的な守秘義務とは別にその職務に対する個人情報の取扱いについての重要性を鑑み、民生委員法において規定されています。このことから民生委員児童委員の活動以外の目的により使用されることはありません。

#### 【提供する個人情報】

市内に居住する65歳以上の夫婦世帯及び独居世帯を構成する者（当該年度内に65歳に到達する者も含む。）に関する氏名、住所、生年月日及び性別

#### 【情報管理】

情報の提供方法は、石狩市民生委員児童委員連合協議会へ名簿形式で一括して渡すこととし、各地区の協議会の会長が、該当する担当地区の民生委員児童委員に情報提供するものとする。保管場所は、石狩市民生委員児童委員連合協議会事務局とする。

#### 参考

- 1 民生委員法、児童福祉法（抜粋）条文
- 2 石狩市民生委員児童委員名簿
- 3 石狩市民生委員児童委員連合協議会役員・石狩市地区民生委員児童委員協議会役員名簿

**石狩市民生委員児童委員連合協議会役員**

役職名	氏 名	役職名	氏 名
会 長	尾 田 久 男	庶 務	宗 田 芳 久
副会長	嶋 田 哲 夫	庶 務	藤 村 恵 美 子
副会長	熊 谷 勉	会 計	片 岡 槇 子
副会長	工 藤 哲 也	会 計	南 勝 男
		監 事	内 山 武
		監 事	六 川 輝 子

**石狩市地区民生委員児童委員協議会役員**

役職名	石 狩 地 区 民 協	花 川 北 地 区 民 協	花川南第1 地 区 民 協	花川南第2 地 区 民 協
会 長	尾 田 久 男	嶋 田 哲 夫	工 藤 哲 也	熊 谷 勉
副会長	宗 田 芳 久	藤 村 恵 美 子	南 勝 男	片 岡 槇 子
庶 務	石 田 瑛 玄	金 澤 博	鷲 尾 弘 之	千 田 英 治
会 計	佐 藤 佳 子	米 田 宮 治	佐 藤 夕 三	山 下 道 子
監 事	大 川 修 司	内 山 武	豊 原 正	横 井 國 夫
監 事	六 川 輝 子	畑 宮 ヨ シ	池 田 京 子	長 窪 笑 子